

カントの市民社会論

——bürgerlich の概念を手掛かりにして——

西 田 雅 弘

はじめに

理想社版カント全集第13巻『歴史哲学論集』（1988年）の訳者である小倉志祥氏は、Weltbürgerの訳語について、「これは従来「世界公民」と訳され、これでも良いと思われるが、本書はBürgerを基本的には「市民」と訳すことにした」と訳注で述べている¹⁾。その理由として、Weltbürgerはcosmopolitanicusに当たるドイツ語であり、これを「世界公民」と訳すことにためらいを感じたこと、bürgerliche Gesellschaftについてのカントの論述には、思想史的にヘーゲルの市民社会論との類似性が認められること、を挙げている。

ドイツ語の正書法辞典DUDENによれば、Bürgerという語は「城塞Burgの住民」に由来し、a)国家の所属メンバーAngehöriger eines Staates、b)共同体の住民Einwohner einer Gemeindeを意味している。他方、広辞苑によれば「公民」は、①私有を許されない国家（天皇）の人民、②国政に参与する地位における国民、を意味し、また「市民」は、①市の住民、都市の人民、②国政に参与する地位における国民、③ブルジョアの訳語、を意味している。カントは、多くの場合、国内政治にかかわる文脈で、つまり「公民」②と「市民」②の意味でBürgerを用いているので、その訳語は「公民」でも「市民」でも構わなかったのであるが、従来、ブ

ロイセン社会の後進性が意識されて、「市民」ではなくて「公民」が当てられてきたのであろう。カントの念頭にあるプロイセン社会は、先進国のイギリスやフランスのような市民社会ではなくて、いわゆるブルジョワジーとしての「市民」そのものが未成熟の後進社会だったからである。それは、未だ「支配者 *Oberhaupt*」に対する「臣民 *Untertan*」の社会にとどまっており、*Bürger* は国家に帰属する人民として、つまり「公民」①のニュアンスを含めて「公民」と訳すのが相応しいと考えられたのであろう。先進的なイメージの「市民」の訳語を当てることにこそ、むしろためらいが感じられてきたのである。

「*Bürger* を基本的には「市民」と訳す」という小倉志祥氏の態度は、このような定説的な見解に根本的な反省を促しているように見える。氏が指摘しているように、カントの論述の中にはむしろ *Bürger* を積極的に「市民」と訳すべき箇所も存在する。この点について氏は同じ訳注の中で、「カントの社会哲学には、ヘーゲル法哲学における「家族—市民社会—国家」という「人倫の体系」の明確な提示はない。そこにビュルガーを公民とも市民とも時には国民とも訳しうる可能性がある」とも述べている。しかしながら、*Bürger* を「公民」①のニュアンスを含めて「公民」と訳すのは間違いである。君主に服従し従属する人民、つまり「公民」①の意味での人民をカントは *Untertan* と呼び、明らかに *Bürger* とは区別しているからである。君主に従属する *Untertan* も、それが国政に参与する資格をもつと見なされる場合には *Bürger* と呼ばれる。現実のプロイセン社会が *Untertan* の社会であったにしても、カントの意図は、将来建設されるべき *Bürger* の社会を描いて見せるところにあった、と見るべきである。*Bürger* と *Untertan* を峻別し、*Bürger* から *Untertan* のニュアンスを払拭するために、これ以降、小倉志祥氏にならって *Bürger* を基本的には「市民」と訳すことにしたい。

本稿は、カントにおける *bürgerlich* の概念の諸相とその内実を文献内的に明らかにすることによって、カント独自の市民社会論を析出しよう

とするものである。民主政治に消極的で、人民の抵抗権を拒否するカントの論述は、伝統か革命かの二者択一の下では当然保守的で後ろ向きとの評価を受けることになる。しかし、世界史における近代化パターンの多元性を前提するならば、それはむしろプロイセンの特殊性を反映した前向きの革新的な論述であったと理解することができよう。シュタイン・ハルデンベルクの改革に代表されるプロイセンの近代化は、「ケーニヒスベルク新行政官僚グループ」あるいは「カント学派官僚」と呼ばれる人たちによって推進されたのである⁽²⁾。本稿の最後では、析出された市民社会論を手掛かりにして、倫理学で定式化された「自律」概念と市民社会論とのかわりについて考察することにしたい。

1. bürgerlich 概念の諸相⁽³⁾

カントのいわゆる三批判書には、『判断力批判』第83節に「自然素質の最大の発達」とのかかわりで「市民社会 bürgerliche Gesellschaft」(5,432.31)⁽⁴⁾についての言及があるのを除けば、Bürger や bürgerlich の概念が主題的に取り扱われている箇所は見当たらない。『純粋理性批判』のB版序文で、暴力的な「市民」を取り締まる警察を引き合いに出して、理性批判の効用が比喩的に言及され(3,016.28)、A版序文で、懐疑論者が形而上学の統治の「市民的統一 die bürgerliche Vereinigung」(4,008.09)を寸断した、と比喩的に言及されている程度である。『実践理性批判』では「道徳性の原理における実践的実質の規定根拠」の1つとして、マンデヴィルの「市民的体制 die bürgerliche Verfassung」(5,040.05)が挙げられているが、この実質の規定根拠についてさらに詳しく論及されることはない。

まずこの章では、bürgerlich の概念が主題的に取り扱われていると思われる著作を取り上げ、出版年を追って順にその論述の概要と特徴を俯瞰することにしよう。

(1)『頭の病気にに関する試論』(1764年)

この著作は、批判期以前に「ケーニヒスベルク学術政治新聞」に掲載された小論であるが、表題から受ける医学論文のイメージとは違って、一種の市民社会批判である。

ここでは、「白痴」や「精神錯乱」などの重症の頭の病気のほかに、機知を欠く「遅鈍 stumpfer Kopf」、悟性を欠く「愚鈍 Dummkopf」、判断力の弱い「阿呆 Tropf」や「お人好し Einfaltspinsel」、情熱によって理性の働きが縛られた「馬鹿 Tor」、その情熱が愚劣な「痴愚 Narr」などが、軽症の頭の病気として取り扱われている。カントはこれらの頭の病気が「市民的状态」のうちに蔓延していると見ている。カントは言う。「市民的体制の技巧的強制と贅沢は、駄洒落屋と理屈屋を、またときには馬鹿といかささま師をさかんに生み出し、賢く行儀よい外観を生む。ここでは悟性も正直も不要であり、礼儀作法が頭や心の密かな欠陥の上に覆いかぶせる美しいヴェールが、隙間なく織りなされていけばよいのである。」(2,259.04) 市民的体制の技巧と贅沢が頭の病気を生じさせていると見ているのである。この点は「市民」を、このような病気にかかるおそれのもっとも少ない自然状態の人間、つまり「自然人」(2,269.32)と比較して見るときにいっそう明らかになる。

また、次のようにも言う。「策略と技巧がしだいに市民社会の日常の格率になり、人間の行為のあり方を非常に混乱させている」(2,261.03)。常識ある公正な人がいたところで詐欺師の罠にかかり、善人という言葉がお人好しを意味し、常識ある人とは他人を自分と同じものに、つまり詐欺師とみなす人のことにほかならない。市民社会の実態に対するカントの批判は痛烈である。このようなカントの市民社会批判は、指摘されているように⁵⁾、ルソーの文明批判の影響を反映するものであろう。ただし、ルソーの影響が想定されるにしても、この小論がカント自身の現実的な市民社会理解を浮き彫りにしていることは言うまでもない。

なお、同時期の『1765-1766年冬学期講義計画公告』にも次のような記述がある。「非常に飾り立てられた市民的体制の時代においては、鋭敏な洞察が立身の手段に属し、必要事となるが、それらは本性上生活の装飾、無くて済む美的なものに数え入れられるべきである」(2,305.11)。ここにも、市民社会のうちに立身のための策略や無くて済む生活の装飾を見る、カントの現実的な市民社会理解が示されていると言えよう。

(2)『世界市民的見地における普遍史のための理念』(1784年)⁽⁶⁾

この著作は、カントの批判倫理学が確定的な形となって現れる『道徳形而上学の基礎づけ』(1785年)と同時期の著作として注目に値しよう。歴史に働く「自然の意図」を想定しつつ、人類全体としてどのような歴史が可能であるかを9つの命題によって示している。

第5命題によれば、「自然が人間に解決を迫る人類にとって最大の問題は、法を普遍的に執行する市民社会の実現である」(8,022.06)。さらに第7命題によれば、「完全な市民的体制の実現という問題は、合法的な外的国家関係の問題に依存しており、この問題を抜きにしては解決され得ない」(8,024.02)。そして結局第8命題において、人類の歴史は全体として、対内的にも対外的にも完全な「国家体制 Staatsverfassung」(8,027.05)を実現するための自然の隠された計画の遂行と見なされるのである。この完全な国家体制において、人間性に内在するすべての自然素質が完全に発展させられる、とカントは見ている。

これらの諸命題には、歴史の経過とともに事物は望ましい状態に向かうという啓蒙の進歩史観の特徴と限界が如実に示されているが、人間を「類 Gattung」の視点で見るときの最大の問題が「市民社会の実現」あるいは「国家体制の実現」にあると捉えられている点は注目に値しよう。カントによれば、市民社会とは「各人の自由が他者の自由と共存し得るために、この自由の限界のきわめて精密な規定と保証をそなえている社会」(8,022.10)である。第4命題の「社会における対抗関係」(8,020.27)と

いう言い回しは、ヘーゲルの「欲望の体系」を連想させるであろう。

前節の市民社会批判が現実の市民社会の風潮に目を向けたものであったのとは対照的に、ここでは、完全な市民的体制、対内的にも対外的にも完全な国家体制が「人類によって最後に解決される問題」(8,023.03)として記述されている。同様に、同時期の『人間歴史の憶測的起源』(1786年)では、完全な市民的体制が「文化の究極目標」(8,117.15)と捉えられている。

ところで、第8命題との関連で次のように述べられている箇所がある。「市民的自由」が侵害されるようなことがあれば、「産業とりわけ商業の不利益」や「国外関係における国力の衰退」(8,027.35)が感じられることになる。他人の自由と並存する限り市民はどんな仕方で「自分の幸福 Wohlfahrt」を求めてもよい、ということが妨げられるならば、「企業全般の活力」(8,028.04)は阻害され、ひいては全体の力も阻害される。このように、市民的自由を商工業や国力とのかかわりで見ている点は、カントの市民社会論の1つの視点として注目に値しよう。

(3)『単なる理性の限界内の宗教』(1793年)

bürgerlich の概念が主題的に取り扱われるのは批判期以後の著作である。この時期の代表作の1つ、宗教論の第一論文には、前節最後の視点に重なると思われる記述がある。つまり不正直な者が「心の安らぎ」もしくは「営利 der Erwerb」のために「市民的誠実 die bürgerliche Ehrlichkeit」(6,047.16)に立ち戻る、という事例である。市民社会が信用を前提にする商業社会であることを念頭に置けば、bürgerlich が「営利」と結び付いている点は注目に値しよう。

第二論文では、ユダヤの神権政治の下で、法は外的強制をともなった「市民的な法 bürgerliche Gesetze」(6,079.25)であったにすぎず、道徳的心情の内面が考慮されることはなかった、と述べられている。この場合の bürgerlich は、道徳の内面性と対比され、むしろ「外的」のニュアンスを

込めて用いられているように思われる。この両者の対比は第三論文においていっそう鮮明に展開されている。

「地上における神の国の建設」をテーマとする第三論文では、まず、人間の相互関係のあり方として、「法的＝市民的（政治的）状態」と「倫理的＝市民的状态」とが区別される（6,095.12）。前者は、公の権力を前提にした上で、人間が公の法律（強制法）の下に共存している状態であり、この政治的公共体の構成員は「国民 Staatsbürger」（6,096.14）としての義務を負う。これに対して後者は、人間が、強制から自由な法則、つまり「徳の法則」の下に合一されている状態であり、そこでの「徳の義務」は、全人類にそしてすべての人間全体という理想にかかわっている。

このように区別した上でカントは、各人の各人に対する戦いの状態としての「法的政治的自然状態」に類比させて、内的倫理が喪失した「倫理的な自然状態」を想定する。そして「法的政治的自然状態」から「法的＝市民的（政治的）状態」への移行を引き合いにしながら、「倫理的な自然状態」から「倫理的＝市民的状态」、つまり「神の国」への移行を論述している。同様に第四論文でも、「神の国における市民」（6,199.12）と「政治的公共体の善き市民」（6,199.10）とがパラレルに論じられている。

このように宗教論では、たしかに政治的な市民社会のあり方が言及されているが、しかしそれは全人類にかかわる倫理的な公共体との対比で言及されているにすぎず、論述のポイントが後者にあることは言うまでもなからう。

(4)『理論と実践に関する俗言』（1793年）⁽⁷⁾

この著作の第二論文において初めて、まとまった形でカントの市民社会論の内実と特徴が明らかにされる、と見てよからう。カントは次のように述べている。人間は社会契約によって1つの社会へと結合するが、あらゆる社会契約のうちで、「市民的体制を設立する契約」（8,289.10）だけは、その原理においてきわめて特有の性質をもっている。すなわち、多くの人

たちがある1つの共通の目的のために結合するということは、あらゆる社会契約のうちに見出されるが、「それ自体が目的（各人がもつべき目的）」(8,289.18) であるような結合、つまり人間一般のあらゆる外的関係のうちで常に実現すべき「無制約的な第一の義務」(8,289.21) であるような結合は、市民的状态のうちにある社会においてのみ見出される。要するにカントによれば、市民的体制の設立は、何かのための手段ではなくて、「目的それ自体」、「無制約的な第一の義務」と位置づけられるのである。外的関係のうちでそれ自体として義務である目的とは、「公的強制法の下にある人間の権利」(8,289.26) であり、これによって私的所有が規定され保証されるとカントは見ている。

ところでカントによれば、法的状態としての市民的状态は、次の3つの原理を基礎としている(8,290.18)。

1. 社会状態の各成員の、人間としての自由
2. 各成員と他の成員との、臣民としての平等
3. 公共体の各成員の、市民としての独立

これらは、すでに設立された国家が与える法則ではなくて、純粋な理性原理に合うように国家設立が可能となる原理である。以下、市民的状态の原理とされる「自由」「平等」「独立」について、カントの論述を見てみよう。

1. 各人は自分自身によいと思われる方法で「自分の幸福 Glückseligkeit」(8,290.29) を求めてよいが、しかし他人の自由と共存し得る自由を阻害してはならない。幸福を求める他人の権利を侵害してはならない。これが「人間としての自由」である。同様の内容は「市民的自由」としてすでに『普遍史の理念』で言及されていた。

このような自由は、「父権的統治 eine väterliche Regierung」(8,290.35) においては成立し得ない。子供に対する父親としての統治である父権的統治では、臣民は自分にとっての有益・有害を区別できない未熟な子供であり、自分の幸福を国家元首の判断に委ね、その親切心に期待する以外には

ない。このようなもっとも専制的な政治では、臣民の自由は廃棄され、臣民は何の権利も所有しない。これに対して、人間としての自由が成立し得るのは「祖國的統治 eine vaterländische Regierung」(8,291.06)においてである。元首を含む国家の各成員は、この公共体を母のふところ、その国土を父祖の土地と見なし、それらを守るために、「共同の意志の法則」(8,291.14)によって自分の幸福を求める自由の権利が与えられていると見なすからである。

2. 法律の下にあるすべての者は、国家においては臣民であり、他のすべての構成員と等しく強制権に服従する。ただし、国家元首だけは法的強制を行使するものとして、強制法に服従することなく、他を強制する権能をもつ。この元首が他のものによって強制されるとすれば、それはもはや元首ではなく、服従の系列は上方に向かって無限にさかのぼることになる。この意味において、元首以外の臣民として人間はすべて相互に平等である。これが「臣民としての平等」である。

3. 「市民としての独立」は、「共同立法者」(8,294.04)としての独立、すなわち「立法」にかかわるものである。元来、立法には「万人の意志の統一」(8,295.07)という概念が結び付いているが、その意志の統一は「投票」によって実現される。投票権を所有する者が「市民」と呼ばれる(8,295.12)。この市民は「国家市民 Staatsbürger (citoyen)」であって「都市市民 Stadtbürger (bourgeois)」ではない。市民であるための唯一の資格は、彼が彼自身の主人であること、つまり、自分を扶養する所有物をもっていること、その所有物の譲渡によって他人から生活の糧を獲得できることである。これが「市民としての独立」である。投票によって全員一致を期待できないときには、投票の多数に満足するという原則が必要となるが、この原則は市民的体制を設立するための至上の根拠である(8,296.33)。

「自由」「平等」「独立」が市民的体制の原理と見なされるのは、このような意味においてである。そこで前提されているのは国家元首の存在であ

り、カントの主張はけっして民主主義ではない。「臣民には対抗権力としての抵抗は許されていない」(8,299.31)とカントは言う。国家の権力は不可抗的で、それに対する抵抗はむしろ市民的体制を破壊し、人間が権利を所有し得る唯一の状態を絶滅してしまう、と見ているからである。

(5)『永久平和のために』(1795年)

この著作では、市民的体制が「永久平和」というより広範な視点から論及されている。カントによれば、市民的体制の諸相はそのレベルに応じて次のように捉えられる(8,349.27)。

1. 民族に属する人々の法的体制として、国民法 Staatsbürgerrecht による体制
2. 相互関係のうちにある諸国家の法的体制として、国際法 Völkerrecht による体制
3. 普遍的な人類国家の市民の法的体制として、世界市民法 Weltbürgerrecht による体制

永久平和のためにこれらの市民的体制がそれぞれ要請されるが、ここでは国内体制に注目することにしよう。「各国家における市民的体制は共和的であるべきである」(8,349.08)とカントは主張する。共和的体制では、戦争を始めるかどうかの議決に国民の賛成が必要であるが、国民は戦争による災難を結局自分自身で引き受けることになるので、戦争の開始に疑惑的になるからである。ところが、共和的でない体制では、国家の所有者である元首には直接戦争による災難が及ぶことがないので、戦争が気安く開始されることになる。

共和的体制とはどのような体制であろうか。カントは国家の形式として、「支配 Beherrschung の形式」と「統治 Regierung の形式」を区別する(8,352.01)。前者では、国家の支配権を所有する者の数に応じて、それが一人の場合には「独裁君主政治(君主権)」, 数人の場合には「貴族政治(貴族権)」, 市民社会を形成するすべての人の場合には「民主政治(民

衆権)」、が区別される。後者では、国家が権力を行使する方法として、執行権を立法権から分離する「共和政体」、それらを分離しない「専制政体」が区別される。このような区別を前提にしてカントは、普通に行われているように共和的体制と民主的体制を混同してはならないと言う。そして「民主政治という形式は、必然的に専制政体である」(8,352.18)と見なす。

執行権と立法権を分離するために、統治の形式は代議的であるべきだとカントは考える。たしかに君主政治と貴族政治は代議的でない統治の形式を生じる余地を与えるが、フリードリッヒ二世が、私は国家の最高の従僕であるにすぎない、と言ったように(8,352.32)、代議制の精神に即した統治様式を採用することは可能である。これに対して民主政治においては、万人が主人であろうとするので(8,353.01)、もはや代議制は不可能である。

したがって、支配者の数が少なく、国家権力を代議する代表の数が多い支配の形式が共和政体の可能性に合致し、「漸次的改革」(8,353.05)によって共和政体に高まることができる。つまり、市民的体制の実現のためには代議制をともなった君主政治がもっと相応しい、とカントは見ているのである。これに対して民主政治は、専制的な「暴力的革命」(8,353.07)による以外にはこれを実現することはできない。「ただ一人のみが主権を握っている専制政治は、それでもなおもっとも我慢しやすいものである」(8,353.17)とカントは見ている。

(6)『道徳形而上学』(1797年)

『道徳形而上学』の法論⁸⁾では、bürgerlichにかかわる諸概念が正面から緻密に取り上げられている。カントの記述に従って、「私法」と「公法」に分けて概観することにしよう。

まず「私法」の中心になるのは、カントの言い回しによれば「外的な私のおよび君のもの der äußere Mein und Dein」、いわゆる私的所有の

概念である。私的所有はどのようにして可能となるのか。第8節の表題が示すように、それは「法的状态において、公的に立法する権力の下でのみ、すなわち市民的状态においてのみ」(6,255.23)可能である。市民的状态とは、「権力をともなう普遍的外的(すなわち公的)な立法の下における状態」(6,256.10)のことである。

物件の私的所有があらゆる人々の外的自由の法則と合致するのは、自然状態では、時間的優先という条件の下においてだけである。つまり早い者勝ちである。しかし、それを私のものにしようとする意志は、一方的な自分自身の意志、特殊の意志にすぎず、それ自体としてはあらゆる人々に拘束性を課すことはできない。拘束性を課すためには「1つの全面的意志」「必然的に統合された立法的な意志」(6,263.26)が必要である。この意志の下において初めて、各人の自由な選択意志とあらゆる人々の自由が一致し、これによって権利一般および私的所有が可能となる。

このように、私的所有は市民的状态においてのみ可能であるが、そのような状態が現実のものとなる以前では、「市民的状态という理念」との一致において、つまりその実現を顧慮することにおいて、「暫定的 *provisorisch*」(6,264.26)に物件が取得されると考えるべきである。「決定的 *peremptorisch*」(6,264.27)に取得されるには、市民的状态の実現を待たなければならない。全人類が市民的状态に到達するまでは、物件の取得はあくまでも暫定的である。したがってそのような状態が設立される以前では、この状態を念頭においてそれを目指すことが義務となる。「将来いつかはこういう状態が結成される」(6,294.28)とカントは見ており、「市民的状态は純粋な理性概念に従ってのみ考えられる」(6,313.02)とも述べている。このような市民的状态において、「1つの普遍的に立法する意志」(6,306.02)という理念の下で各人が自分の「権利」に与ることが可能となり、それはまた「配分的正義」(6,306.21)の下にある社会でもある。

次に「公法」では、平和論と同様に、国家法 *Staatsrecht*、国際法、世界市民法が取り扱われるが、ここでは国家法の論述に注目することにしよう

う。そこでは、bürgerlich の概念について、より精緻な規定を見ることができる。

公法とは、相互に相関的な影響のうちにあるつつ、自分たちを統合する1つの意志の下にあるという法的状態、つまり「体制 Verfassung (constitutio)」(6,311.11)を必要とする人民 Volk のための法則の体系である。この法的状態の下にある個人の状態が「市民的状态」であり、これらの個人の全体が「国家 der Staat (civitas)」である。この国家は、法的状態に入ろうとする万人の共通の関心によって結合されたものとして「公共体」と呼ばれ、また他の人民との対外的な関係において「主権」と呼ばれ、さらに代々受け継がれている統合として「民族」とも呼ばれる(6,311.15)。立法のために統合された国家の成員は「国民 Staatsbürger (cives)」と呼ばれる(6,314.05)。

さて、カントはこの国民の属性として次の3点を挙げている(6,314.07)。

1. 法則的自由 — 自分が賛成した法則以外のいかなる法則にも服しないこと。
2. 市民的平等 — 相手が自分を拘束するのと同様に、自分も相手を拘束するという、そういう相手だけを認め、いかなる上位者も認めないこと。
3. 市民的独立 — 他人の意志ではなく、公共体の成員として自分自身の権利と力によって自分の現存と維持を獲得すること。これはまた「市民的人格性 die bürgerliche Persönlichkeit」(6,314.15)とも呼ばれる。

「自由」「平等」「独立」については、すでに『理論と実践』で論及されていたが、両者のニュアンスは必ずしも同一ではない。

ところで、国家は「支配者 Oberhaupt」と「臣民 Untertan」、つまり「命令者」と「服従者」の関係を含んでいるが、自由の法則から見れば、支配者は統合された人民そのもの以外にはあり得ない。というのも「立法権はただ人民の統合された意志にのみ帰属し得る」(6,313.29)からであ

る。そしてまさに同一の人民が服従者としての「臣民」にはかならないのである。国家の元首には執行権だけが帰属し、国家の「代表者 der Agent」(6,316.26)として政務官を任命し、人民に対して規則を定める。『理論と実践』と同様、ここでも「父権的統治」と「祖国的統治」の区別が示されている。

この法論の論述は、私法、公法ともに、さらに詳細に展開されているが、ここではこれ以上立ち入らないことにしよう。

(7)『学部之争い』(1798年)

第二部「哲学部と法学部の争い」でカントは、フランス革命に言及して次のように述べている。フランス革命は当事者以外の観察者に「望み通りの共感」(7,085.26)を引き起こしている。なぜなら、ある国民が自らに市民的体制を与えようとすることはどんな権力によっても妨害されてはならないからであり、しかもその体制は共和制的体制以外にはあり得ず、この体制によって戦争は阻止され、人類により善い状態への進歩が保証されるからである。カントはこの「共感」の原因として「人類に内在する道徳的素質」(7,085.28)すら見出している。しかしながら、カント自身はこのフランス革命に必ずしも全面的に共感しているわけではない。むしろヨーロッパの状況においては、現状の「君主制的体制」(7,086.18)こそが、強力な隣国の間で自国を保持し得る唯一の体制であると見ている。

また、プラトンの理想国家に言及して次のようにも述べている。国家形成の根底には、「法則に従う人々が同時にまた合一されながら立法的であるべきだ」(7,090.22)という理念があるが、これに従えば、プラトンの理想と呼ばれる公共体(可想的共和国 *respublica noumenon*) (7,091.03)は空虚な妄想ではなくて、すべての市民的体制一般に対する「永遠の規範」(7,091.04)である。この規範に適うように組織される市民社会は、経験における実例による表現(現象的共和国 *respublica phaenomenon*) (7,091.07)である。これが大規模に達成されることになれば、戦争を遠

ざける最善の体制としての資格が賦与される。つまりこのような市民的体制に入ることは、われわれの義務である。

これに続けてカントは次のように述べる。そのような市民社会は多種多様な敵対と戦争の後に苦勞して獲得されるものであり、「それが直ちに成立することはない」(7,091.12)。そして現状の君主制的体制を前提しつつ次のように言う。「たえ君主が独裁的に支配しているにしても、共和制的に(民主制的にではなく)統治すること」(7,091.13)、つまり、法律上は国民の同意が問われなくても、自由の法則の精神に従って国民を取り扱うこと、これが当面の君主の義務である。ここには、現実の君主制的体制に立脚しながら理想としての市民的体制を実現していこうとするカントの姿勢が端的に示されていると言えよう。

2. 市民社会論の素描

さて、これまで著作ごとに概観してきた内容から、どのような市民社会論が浮き彫りになるのだろうか。批判期以前の市民社会批判は、たしかにカントの現実認識および市民社会論的思索の出発点を示すものではあるが、哲学的な本領が発揮されたものとは言えず、本稿の意図にとっては派生的であろう。また、『普遍史の理念』に見られるような、「市民的自由」を商工業や国力とのかかわりで捉えようとする視点は、経済学の視点に通じるものを含み、それ自体興味深いものではあるが、さらに踏み込んだ分析や理論構築をとまなうものではないので、ここで取り上げる必要はなからう。この章では、「可想的共和国」と「現象的共和国」の区別に基づいて、カントの市民社会論の素描を試みることにしよう。

(1) 可想的共和国

市民社会論としてのカントの本領は、プラトンが『国家』においてそうして見せたように、市民社会の理想を提示して見せるところにあると見る

べきであろう。「法則に従う人々が同時にまた合一されながら立法的である」という理念に基づく「可想的共和国」を、市民社会の「永遠の規範」として描いて見せるわけである。カントによれば、その基礎となる原理は「自由」「平等」「独立」である。しかし、『理論と実践』と法論では、これらの原理は必ずしも同一のニュアンスで記述されているわけではなかった。「自由」は、他人の自由と衝突しない限りで自分の幸福を求める自由から、自分が賛成した法則以外のいかなる法則にも服従しない法則的自由へ、「平等」は、国家元首に服従する臣民としての平等から、上位者を認めない相互拘束的な市民的平等へ、それぞれ変容している。これは、現実には即した記述から、より理念的な記述への推移を示すものとして、この間のカントの市民社会論的思索の深化、洗練を示すものと見ることができよう。また「独立」についても、共同立法者として投票によって国政にかかわる「国家市民」としての市民的独立から、自分自身の権利と力によって自分の現存と維持を確保する「市民的人格性」としての市民的独立へと、同様の深化、洗練が認められよう。

市民的状态とは法的状态、つまり「権力をともなう外的（公的）な立法の下にある状態」のことであり、そこでは「1つの普遍的に立法する意志」が前提される。市民的体制は立法権と執行権とが分離される「共和的体制」であるべきだ、というのがカントの主張であった。立法権は「人民の統合された意志」に帰属し、元首には「代表者」としての執行権だけが帰属する。服従者である人民は同時に立法する支配者であり、その限りで「市民」と呼ばれる。プラトンの理想は、カントによってこのように捉え直される。『普遍史の理念』や『人間歴史の憶測的起源』において、市民社会の実現が「最後に解決される問題」「文化の究極目的」と見られていること、また『理論と実践』において、市民的体制の設立が目的それ自体、無制約的な第一の義務と位置づけられていること、さらに法論において「市民的状态は純粋な理性概念によってのみ考えられる」と述べられていることなどは、カントの市民社会論の本領が、市民社会の理想およびそ

の規範、つまり「可想的共和国」を提示して見せるところにあることを示していると言えよう。

(2) 現象的共和国

上述の市民社会の理想およびその規範に適うように組織されるのが「現象的共和国」である。しかし、カントは「それが直ちに成立することはない」と見る。法論においても、私的所有を保証する市民的状态は、当面「暫定的」なもので見られていた。「可想的共和国」と「現象的共和国」の乖離は限りなく大きい。それゆえ、市民的体制の設立は、それをめざして努力すべき義務と見なされたのである。服従者である人民が同時に立法する支配者であり、それゆえ「市民」と見なされるような市民的体制を実現するには、当面どのような政治体制が相応しいのであろうか。それは君主政治であろうか、それとも民主政治であろうか。

カントは民主政治に懐疑的である。そこでは万人が主人であろうとするので、必然的に専制的となり、「暴力的革命」による以外には市民的体制を実現することができないと見ているからである。フランス革命が「悲惨と残虐行為に満ちた」(7,085.20)ものであったことが鮮烈にカントの念頭にある。それゆえ、人民の抵抗権はむしろ市民的体制を破壊するものとして拒否される。他方、君主政治は、たしかに専制的な体制の生じる余地を残してはいるが、しかし君主が「国家の従僕」となることによって「代表者」の役目を果たすことは可能であるとカントは見る。「最高司令者の意志は、国民の普遍的意志を代表することによってのみ市民としての臣民に命令を与える」(8,304.23)。支配者の数が少なく国政を代議する代表の数が多き政体、つまり代議制の下で、たとえ君主が独裁的に支配しているにしても「共和制的に（民主制的にではなく）統治する」ことによって、「漸次的改革」を経ながら共和的体制は実現されていくと見ているのである。

『人間学』(1798年)の中でカントは、ドイツ人の国民性について「ド

イッ人は文明国民の間で、最も容易に永続的にその下にある政府に従い、導入されている秩序を更新しようと欲したり反抗しようとするところからは最も縁遠い」(7,317.24)と述べている。既存の君主政治を前提することは、むしろ国民性に合致していることにもなる。しかしながら『理論と実践』の中で、「君主権の不可侵性によって私があまりにも〔君主に〕媚びている、と私を非難する人はあるまい」(8,303.20)とも述べているように、カントのスタンスは、民主政治よりは君主政治の方がまだまだ、「我慢しやすい」ということにはかならない。市民社会の実現のためには、必ずしも民主政治だけが唯一の手段ではないことを、カントの市民社会論は示していると言えよう。

結びにかえて —市民社会論と「自律」—

本稿では、bürgerlich の概念が主題的に取り扱われていると思われる著作を取り上げ、その論述の概要を俯瞰することによって、カント独自の市民社会論を析出しようとしてきた。その射程は「国際法」や「世界市民法」にも及んでいるが、本稿の論及はもっぱら「国民法」「国家法」に限られていた⁹⁾。ところで、服従者であるものが同時に立法する支配者であり、その限りで「市民」と呼ばれるという法的市民的状態は、実践理性による意志の自己規定としての内的倫理的な「自律」と同一の自己規定構造をそなえていると見てよい。しかしだからといって、内的な自律の原理を外法的的な市民社会の原理として短絡させることはできなかった¹⁰⁾。「世界市民」の概念を手掛かりにして両者の関係を考える糸口に触れておこう。

『人間学』の最後の「人類の性格」の中で、カントは次のように述べている。「人類は市民的体制に向かって努力しつつ宗教による訓練をも必要とするが、それは、外的強制によって達成し得ないことを、内的強制（良心の）によって成就するためである」(7,332.37)。この記述に、人類レベ

ルでの市民的体制、つまり「世界市民的状態」を共通項とする外的法的なものと内的道徳的なものとの関係が示されていると見ることはできないだろうか。外的法的なものがそれを目指すのと同じく、内的道徳的なものもまたそれを目指している。そこで想定されるのは「理性的な世界市民」(8,017.28)である。宗教論で示されていた「法的＝市民的（政治的）状態」と「倫理的＝市民的状态」の平行な2つの基軸は、この「世界市民的状態」という無限の彼方の一点において交差している、と見るのである。『普遍史の理念』では、自然の最高の意図は「普遍的な世界市民的状態」(8,028.34)にあると見られていた。そこでは人類のすべての「根源的素質」が展開される。同様に『人間学』でも、人類は「世界市民的社会 eine weltbürgerliche Gesellschaft (cosmopolitismus)」(7,331.23)を目指すよう自然によって定められていると見られている。それは法的な体制が完成される状態であると同時に、人類の道徳的素質が完全に展開される状態であろう。倫理学で提示された「目的の国」は、倫理的な基軸の延長線上にこのような世界市民的状態を指し示すものと見ることはできないだろうか。『道徳形而上学の基礎づけ』では次のように述べられていた。「理性的存在者が成員 Glied として目的の国に所属するのは、この国のうちで普遍的に立法するがまた自らこの法則に服従する場合である。理性的存在者が支配者 Oberhaupt としてこの国に所属するのは、この国のうちで立法するものとしてどのような他人の意志にも服従しない場合である」(4,433.34)。

以上のように考えることができるのであれば、倫理学において基礎づけられた「自律」の概念は、単に倫理学上の原理にとどまることなく、さらに法的な市民社会論の原理としてもその意味を持つものとなるだろう。しかし、カントにおける「世界市民的状態」の概念についての検討はもはや別の機会に譲らなければならない。

注

- (1) カント全集第13巻『歴史哲学論集』（小倉志祥訳），理想社，1988年，461ページ。
- (2) 「カント学派官僚」については，上山安敏『ドイツ官僚制成立論』有斐閣，1964年，315ページ以下。「カントの町ケーニヒスベルクには大学と官僚を中核とした革新グループが上からの改革を実践する姿勢を示し」ていたことが明らかにされている。また，カントの終生の食事仲間クラウス Kraus は，ケーニヒスベルク大学の官房学の教授であったが，シュタイン・ハルデンベルクの改革の片腕となったシェーン Schön はこのクラウスの教え子であった。カント，クラウス，シェーンの三者について，田村一郎氏は，クリューガー [Philosophie und Moral in der Kantischen Kritik (1931) の著者 G. Krüger とは別人] の著書に言及して，カントの提起した「偉大な理念」が，クラウスの中で「実践に限られた学的教説」となり，さらにシェーンで「政治行為」へと移行していった，と述べている。田村一郎『十八世紀ドイツ思想と「秘儀結社」』多賀出版，1994年，96ページ。
- (3) 概念の検討に先立って，KANT-KONKORDANZ 10Bde. (Olms-Weidmann, 1992-95) と CD-ROM 版カント全集 (IKS e. V., 1997) を手掛かりにして，アカデミー版カント全集の第I巻から第IX巻までの範囲で，bürgerlich および Bürger について，それらの語尾変化形および合成語を含めて網羅的に検索し，それによって得られた292件の該当箇所について検討した。また同様に，Weltbürger (Kosmopolit) と Staatsbürger についても，それぞれ前者50件，後者52件の該当箇所について検討した。なお，KANT-KONKORDANZ は bürgerlich に関して，-er, -es, -em の語尾変化形を記載していない。
- (4) 本稿におけるカントの著作からの引用は，すべてアカデミー版カント全集に拠り，引用箇所は6桁の数字で本文中に示す。カンマで区切った最初の1桁が巻数，次の3桁がページ数，最後の2桁が行数である。例えば『判断力批判』のこの箇所は，アカデミー版第5巻，432ページの31行を表している。なお，引用が複数行に渡る場合は，最初の行のみを記す。
- (5) 浜田義文『カント倫理学の成立』勁草書房，1981年，161ページ。
- (6) 以下『普遍史の理念』と略記する。
- (7) 正確な表題は『理論においては正しくても実践においては役に立たないという俗言について』である。以下『理論と実践』と略記する。

- (8) 正確な表題は「第一部法論の形而上学的基礎論」である。
- (9) 「国際法」に関して、拙稿「平和」(中山愈編『現代世界の思想的課題』弘文堂, pp. 176-199, 1998年2月)は、カントの永久平和論の思想史的位置づけに言及している。
- (10) 拙稿「カントの自律概念の市民社会的性格」(小倉貞秀先生喜寿記念論集刊行委員会編『人間観をめぐる諸問題』西日本法規出版, pp. 19-35, 1999年8月)を参照せよ。